



2024年5月13日

各 位

会 社 名 株式会社横河ブリッジホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 高田 和彦  
(コード番号 5911 東証プライム)  
問合せ先 総務部長 並木 健  
(TEL 03-3453-4111)

### 監査等委員会設置会社への移行等に伴う定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2024年2月13日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示しておりますとおり、2024年6月26日開催予定の第160回定時株主総会での承認を条件として、監査等委員会設置会社に移行することを決定しております。

これに伴い、本日開催の取締役会において、2024年6月26日開催予定の第160回定時株主総会に、定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることで、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレートガバナンス体制の一層の充実、取締役会における経営戦略等の議論の一層の充実により更なる企業価値向上を図ることを目的として、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) コーポレートガバナンス体制の強化の観点から経営の透明性をより高めるため、相談役および顧問制度を廃止することとし、現行定款第23条（相談役および顧問）の規定を削除するものであります。
- (3) 上記の各変更に伴い、条数の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2024年6月26日（予定）  
定款変更の効力発生日 2024年6月26日（予定）

以 上

(別紙) 定款変更の内容

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第4条 (条文省略)	第1条～第4条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
第5条～第9条 (条文省略)	第5条～第9条 (現行どおり)
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
第10条 (条文省略)	第10条 (現行どおり)
2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。	2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、 <u>取締役会または取締役会</u> の決議によって <u>委任を受けた取締役</u> が定め、これを公告する。
3. (条文省略)	3. (現行どおり)
(株式取扱規程)	(株式取扱規程)
第11条 株式に関する取扱および手数料ならびに株主の権利の行使に関する手続については、法令または本定款のほか、 <u>取締役会において定める株式取扱規程</u> による。	第11条 株式に関する取扱および手数料ならびに株主の権利の行使に関する手続については、法令または本定款のほか、 <u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役</u> の定める株式取扱規程による。
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条～第17条 (条文省略)	第12条～第17条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(員数)	(員数)
第18条 当会社には、取締役12名以内を置く。	第18条 当会社には、 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u> 12名以内を置く。
(新設)	<u>2. 当会社には、監査等委員である取締役5名以内を置く。</u>
(選任)	(選任)
第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。	第19条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u>
2～3. (条文省略)	2～3. (現行どおり)
(新設)	<u>4. 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>
(任期)	(任期)
第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第20条 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時

現行定款	変更案
(新 設)	株主総会の終結の時までとする。
(新 設)	2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
(新 設)	3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>
(役付取締役)	(役付取締役)
第21条 取締役会の決議によって、取締役社長を選定する。	第21条 取締役会の決議によって、 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から、取締役社長を選定する。
2. 取締役会の決議によって、取締役会長1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役それぞれ若干名を選定することができる。	2. 取締役会の決議によって、 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から、取締役会長1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役それぞれ若干名を選定することができる。
(代表取締役)	(代表取締役)
第22条 取締役会の決議によって、当会社を代表する取締役を若干名選定する。	第22条 取締役会の決議によって、 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から、当会社を代表する取締役を若干名選定する。
<u>(相談役および顧問)</u>	
第23条 取締役会の決議によって、相談役および顧問を嘱託することができる。	(削 除)
第24条 (条文省略)	第23条 (現行どおり)
(招集)	(招集)
第25条 (条文省略)	第24条 (現行どおり)
2. 前項の招集は、各取締役および各監査役に対し、会日の2日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	2. 前項の招集は、各取締役に対し、会日の2日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
第26条～第28条 (条文省略)	第25条～第27条 (現行どおり)
(報酬等)	(報酬等)
第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。	第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</u>
第30条 (条文省略)	第29条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査役および監査役会</u></p> <p><u>(員数)</u> 第 31 条 当会社には、監査役 5 名以内を置く。</p> <p><u>(選任)</u> 第 32 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>(任期)</u> 第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p><u>(監査役会)</u> 第 34 条 当会社には、監査役会を置く。</p> <p><u>(常勤の監査役)</u> 第 35 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p><u>(招集)</u> 第 36 条 監査役会の招集は、各監査役に対し、会日の 2 日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>(決議の方法)</u> 第 37 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p><u>(報酬等)</u> 第 38 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第 30 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>(責任免除)</p> <p>第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第40条～第41条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>(削 除)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会)</p> <p>第31条 当社には、監査等委員会を置く。</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第32条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(招集)</p> <p>第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の2日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席監査等委員の過半数をもって行う。</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第35条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第36条～第37条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第 <u>43</u> 条～第 <u>46</u> 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第8章 買収防衛策</p> <p>第 <u>47</u> 条～第 <u>48</u> 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第 <u>39</u> 条～第 <u>42</u> 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第8章 買収防衛策</p> <p>第 <u>43</u> 条～第 <u>44</u> 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;"><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第160回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>